

[7月分]

● マハラジャ事件

知財高裁 R2.7.8 R2(行ケ)10022 審決取消請求事件(大鷹一郎裁判長)

第43類「インド料理の提供」ほかを指定役務とする本願商標「Maharaja Group/Maharaja/SINCE 1968」(右上)が拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



「Maharaja」の英文字を主体とする引用商標は3件あり、1件は右下の「インド料理/Maharaja」である。そのうち2件は同じ権利者であり、他の1件とは重複登録されている。

インド料理

「マハラジャ」とはサンスクリット語で「大王」を意味し、ディスコの店名として有名であるほか、数々のアニメのキャラクターとしても登場している。



原告の主張は、インド料理店の店名として「マハラジャ」が付いたものは全国に多数あり、そのため需要者はそれら商標の外観によって店舗を識別しているため、本件においても外観の相違が重要である、というものである。

しかし判決は、次のように認定し、原告の主張を斥けている。確かに原告の調査のように、「マハラジャ」と称するインド料理店が14店舗あることは事実だが、NTTタウンページにおける業種分類「インド料理店」の2017年登録件数は2162件あったことに照らすと、「マハラジャ」と称する店名の店舗が全国にあるとは認められない。

また2019年にさいたま市内で行われた複数のカレー店舗を食べ歩き、スタンプを集めるというスタンプラリー「さいたまマハラジャ2019」が開催されたことは認められるが、このことから「マハラジャ」なる名称のインド料理店が全国に多数あることを裏付けることはできない。

思うに、多分原告はネット検索で「マハラジャ・インド料理店」を検索して証拠として提出したものであろうが、丹念に検索調査すれば店舗件数はもっと多かつたように推測される。

またたとえ14件であったとしても、現在普通書体で「マハラジャ」「MAHARAJA」を出願した場合、ありふれたインド料理店の名称として拒絶される可能性が非常に高いように思われる。そうすると、「マハラジャ」「MAHARAJA」自体は識別力を欠く商標となるので、もしその外観に特徴があるのであれば、図形商標として登録されることも可能となる。

またそうなると、登録されている引用商標の効力も制限され、現在未登録で使用されている店舗名については、第26条の「商標権の効力の及ばない範囲」との関係も問題になってくるであろう。

平成4年(1992年)に開始されたサービスマーク登録制度のひずみのようなものが出てきたことになる。

● タカヒロミヤシタ事件

知財高裁 R2.7.29 R2(ワ)10006 審決取消請求事件(森義之裁判長)

第9,14,18,25類を指定商品とする本願商標「TAKAHIROMIYASITATheSoloist.」(標準文字)が、他人の氏名を含む商標であって、当該他人の承諾を得ていないものとして、商標法4条1項8号に該当するとして拒絶された審決の取消請求事件である。

問題は、本願商標中の他人の氏名部分がローマ字で書かれていて、相当する漢字名が「宮下孝洋」「宮下隆寛」「宮下貴博」「宮下孝弘」「宮下高広」「宮下貴浩」など複数あった点である。この点について原告は、複数の氏名に該当する可能性があるため本願商標より特定の他人を想起、連想できないのであれば、他人の人格的利益が毀損されるおそれがなく、8号には該当しないと主張した。

しかし、判決の立場は一貫していて、当該ローマ字名に相当する漢字の人物が存在していればよく、8号に該当しないというためには、それら実在人物の承諾が必要であるというものである。

そこで判決は、「宮下孝洋」「宮下隆寛」「宮下貴博」「宮下孝弘」「宮下高広」「宮下貴浩」なる人物が実在する点について、本願商標が出願された2017年9月以前の2016年版からのハローページ新潟県上越版、長野県飯田版、長野県松本版、長野県木曾版、長野県長野版、長野県上田版、小平・西東京・東村山版、川崎市川崎・幸・中原区版等にこれらの人物名が掲載されていることを確認し、これらの人物が本願商標の出願時から審決時まで現存していたものと推認し、これらの人物の承諾を得ていないことから本願商標は法4条1項8号に該当すると認定し、審決を支持している。

しかし、判決も審決も明言しているように、「ミヤシタタカヒロ」に相当する日本人名はありふれたものであり、そもその識別力を欠くのであれば、法3条1項6号に該当するものである。それをあたかも識別力がある人名のように扱い、どこの誰とも分からない人物の人格権を毀損すると想定して、無理やり8号に該当するとの判断はしっかり行かない思いがする。

本願商標のように、人名部分のほか、いわゆる「ソリスト」に相当する英語「TheSoloist」が結合している場合には、「ミヤシタタカヒロというソリスト」という全体の観念で識別力を認めて登録しても良いのではないであろうか。このような商標が登録されたとしても、「タカヒロミヤシタ」の人名部分は識別力を欠くので他人に権利を及ぼすことはできないし、これに相当する人物には商標法26条1項1号によってその使用は守られているのであるから、何らの支障もないことになる。

これまでの特許庁や裁判所の姿勢は、あまりにも形式的に過ぎるように思われる。